

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と山形市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 山形市平久保100番地

施設名 山形国際交流プラザ（山形ビッグウイング）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設のうち展示棟及び駐車場の一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、山形国際交流プラザ条例（平成5年山形市条例第17号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

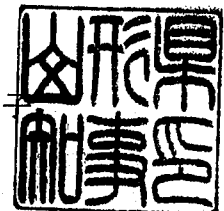
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

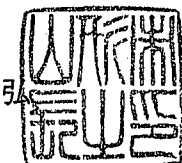
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤 孝弘



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

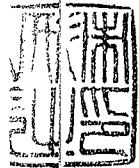
災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日()
施設の原状回復終了日	年 月 日()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日()

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と天童市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 天童市大字小関1230番地

施設名 天童市スポーツセンター 屋内コート（サン・ビレッジ）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、天童市スポーツセンター設置及び管理に関する条例（平成元年10月3日条例第33号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

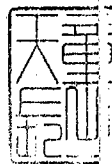
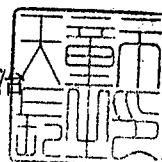
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 天童市老野森一丁目1番1号
天童市
天童市長 山本 信治



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

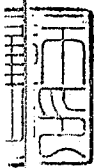
災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項



市（町）長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖（終了）日	年 月 日（ ）
施設の原状回復終了日	年 月 日（ ）
使用終了（原状回復確認）日	年 月 日（ ）

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と寒河江市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 寒河江市大字寒河江字久保7番地

施設名 チェリーナさがえ（寒河江市屋内多目的運動場）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、寒河江市体育施設に関する条例（昭和55年12月24日条例第43号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

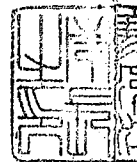
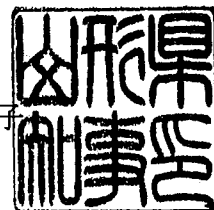
(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

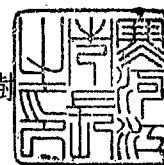
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 寒河江市中央一丁目9番45号
寒河江市
寒河江市市長 佐藤 洋樹



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日()
施設の原状回復終了日	年 月 日()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日()

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と米沢市（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 米沢市徳町、塩井町塩野地内

施設名 米沢市総合公園

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設のうち米沢市営多目的屋内運動場（米沢市塩井町塩野1357番地の3）及び駐車場の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、米沢市都市公園条例（昭和32年7月5日条例第34号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算

定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。
ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の
範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の
短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受
けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。
連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。た
だし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協
定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様と
する。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、
甲乙協議のうえ定めるものとする。

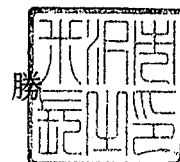
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通
を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄



乙 米沢市金池五丁目2番25号
米沢市
米沢市長 中川 勝



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

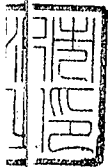
災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日()
施設の原状回復終了日	年 月 日()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日()

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と小国町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 小国町大字栄町106番地

施設名 小国町多目的屋内運動場

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、小国町多目的屋内運動場条例（平成24年12月小国町条例第16号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

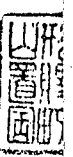
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 小国町大字小国小坂町二丁目70番地
小国町
小国町長 仁科 洋



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項

市（町）長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖（終了）日	年 月 日（ ）
施設の原状回復終了日	年 月 日（ ）
使用終了（原状回復確認）日	年 月 日（ ）

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と庄内町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 庄内町余目字大塚65番地2

施設名 庄内町屋内多目的運動場

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、庄内町体育施設設置及び管理条例（平成27年9月17日条例第39号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

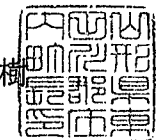
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 庄内町余目字町132番地1
庄内町
庄内町長 原田 眞樹



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項

第 年 月 日 号

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日()
施設の原状回復終了日	年 月 日()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日()

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と遊佐町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 遊佐町吹浦字西浜2番地の76

施設名 遊佐町ふれあい広場（マルチドームふれんどりい）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、遊佐町ふれあい広場の設置及び管理に関する条例（平成9年3月11日遊佐町条例第5号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用及び甲の施設の使用に伴う指定管理者の減収分相当額を負担するものとする。

3 前項の減収分相当額は、甲が施設を使用する月と同月の過去の使用実績額に基づき算定するものとし、日額で定めるものとする。ただし、この算定方法により難しい場合は、

甲乙協議のうえ定めるものとする。

(使用期間)

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

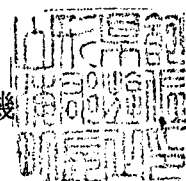
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年5月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 遊佐町遊佐字舞鶴211
遊佐町
遊佐町長 時田 博機



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項

別紙2 (協定第9条関係)

第 年 月 日 号

市(町)長 殿

山形県知事

施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日()
施設の原状回復終了日	年 月 日()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日()

災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と三川町（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、山形県内で災害が発生した場合又は山形県以外の被災都道府県から甲が要請を受けた場合（以下「災害時」という。）において、乙が管理する施設を使用して甲が義援物資集積配分拠点（以下「拠点」という。）を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 この協定の対象施設（以下「施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 東田川郡三川町大字横山字堤215
施設名 屋内多目的運動施設（アスレなの花）

（施設の使用申請）

第3条 甲は、災害時において前条の施設を拠点として使用する必要があると認めるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。

2 前項の規定による申請は、別紙1により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により申請し、事後において速やかに書面を提出するものとする。

（施設の使用許可）

第4条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が被災していない場合又は乙の被災が軽微で災害対策により施設を使用しない場合は、施設の全部又は一部について甲の使用を許可するものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

（使用目的）

第5条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

（拠点の管理運営）

第6条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

（費用負担）

第7条 乙は、この協定による施設の使用について、三川町体育施設の設置及び管理運営に関する条例（昭和56年3月16日三川町条例第28号）に定める使用料を免除する。

2 甲は、拠点の管理運営に係る費用、施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

（使用期間）

第8条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。

る。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

- 2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第9条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

- 2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙2を提出するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この協定の有効期間を当該満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

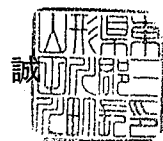
この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東田川郡三川町大字横山字西田85番地
三川町
三川町長 阿部 誠



市(町)長 殿

山形県知事

施設使用申請書

「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 災害発生日及び災害の状況

災害発生日	年 月 日 () 午前・午後 時ごろ
災害の状況	

2 使用する施設

施設名	
使用区分	<input type="checkbox"/> 施設の一部 <input type="checkbox"/> 施設の全部
施設の一部を使用する場合はその名称	

3 使用期間 年 月 日 ~ 年 月 日

4 その他必要な事項



市(町)長 殿

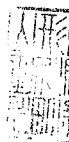
山形県知事



施設使用終了届書

年 月 日付けで許可いただいた施設の使用について、「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定書」第9条第1項の規定により終了しますので、同条第2項の規定により、次のとおり提出します。

拠点閉鎖(終了)日	年 月 日 ()
施設の原状回復終了日	年 月 日 ()
使用終了(原状回復確認)日	年 月 日 ()



「災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定」
実施細目の覚書

山形県（以下「甲」という。）と三川町（以下「乙」という。）は、災害時における義援物資集積配分拠点としての施設使用に関する協定（以下「協定」という。）の実施細目について、次のとおり覚書を交換する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、甲と乙が締結した協定に関し、円滑な実施を行うために必要な事項を定めるものとする。

2 この覚書における用語の意義は、協定の例による。

（拠点として使用する施設の範囲）

第2条 協定第2条の施設について、甲が拠点として使用する範囲は、原則として施設の建物全体及びその敷地全体（付帯施設を含む。）とする。ただし、甲乙協議により拠点として使用する範囲を施設の一部と設定した場合は、この設定した範囲とする。

（拠点の管理運営に係る経費）

第3条 協定第7条第2項の拠点の管理運営に係る経費は次の各号とする。

- (1) 電気料
- (2) 水道料及び下水道料
- (3) 灯油又は重油等の燃料
- (4) 通信料
- (5) その他、拠点の管理運営に必要な経費で甲乙協議のうえ認められた経費

（拠点の管理運営に係る経費の算定）

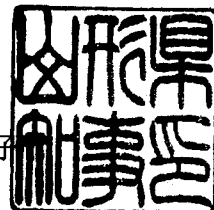
第4条 協定第7条第2項の拠点の管理運営に係る経費は、次の各号により算定した金額とする。なお、当該経費を算定する期間は、施設の原状回復に要する期間を含むものとする。

- (1) 拠点の管理運営に使用した数量がメーター等で算定できる経費は、算定した使用量に相当する金額
- (2) 前号以外の経費は、経費の種類ごとに使用面積、使用人数又は使用期間等の合理的な数値を基に全体額を按分して算定した金額
- (3) 前各号により難しい経費は、甲乙協議のうえ算定した金額

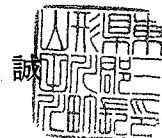
この覚書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月1日

甲 山形市松波二丁目8番1号
山形県
山形県知事 吉村 美栄子



乙 東田川郡三川町大字横山字西田85番地
三川町
三川町長 阿部



災害時等における応急生活物資の供給
及び支援物資の輸送等に関する協定書

山 形 県

株式会社丸勘山形青果市場

災害時等における応急生活物資の供給及び支援物資の輸送等に関する協定書

山形県（以下、「甲」という。）と株式会社丸勘山形青果市場（以下、「乙」という。）は、次のとおり災害時等における応急生活物資の供給・輸送、広域物資輸送拠点としての施設使用、支援物資等の緊急輸送及び保管に関する協定を締結する。

第一 趣旨

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下、「災害時等」という。）において、甲が行う支援活動等のために必要とする応急生活物資を乙が迅速かつ円滑に供給・輸送するため、また、乙が管理する施設を使用して甲が広域物資輸送拠点（以下、「拠点」という。）の開設及び運営、支援物資等の緊急輸送及び保管をするため、必要な事項を定めるものとする。

第二 応急生活物資の供給

（応急生活物資供給の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、応急生活物資を調達する必要があるときは、乙に対し、応急生活物資の供給を要請することができる。

- (1) 山形県内において災害等が発生し、又は発生するおそれがあるとき
 - (2) 山形県外において災害等が発生し、又は救援の必要があり、国又は他の都道府県から応急生活物資調達のあっせんを要請されたとき
- 2 要請の方法は、甲から乙に対し、別紙様式1「応急生活物資供給要請書」により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（調達物資）

第3条 甲が乙に供給を要請する応急生活物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 青果物
- (2) その他甲が指定する応急生活物資で乙が提供できるもの

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、速やかに応急生活物資の供給を実施するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により応急生活物資の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2「応急生活物資供給実績報告書」（以下、「実績報告書」という。）によりその状況を報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資の運搬及び引渡し）

第5条 応急生活物資の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの応急生活物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、前項の引渡場所に職員を派遣し、応急生活物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員を甲の指定する者に代行させることができる。

(応急生活物資供給の費用負担)

- 第6条 甲は、乙が第4条の規定により供給した応急生活物資の対価及び第5条の規定による応急生活物資の運搬に要した費用を負担する。
- 2 甲が前項の規定により負担する額は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とし、甲乙協議の上定めるものとする。

第三 支援物資の輸送等

(施設の使用申請)

- 第7条 甲は、災害時において次の施設を拠点として使用する必要があるときは、乙に対して施設の使用を申請するものとする。
- 所在地 山形市十文字2160
- 施設名 株式会社丸勘山形青果市場
- 2 前項の規定による申請は、別紙様式3により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(施設の使用許可)

- 第8条 乙は、前条の規定による申請を受けた場合において、乙が施設の使用について認めた場合は、施設の一部又は全部について甲の使用を許可するものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による許可について準用する。

(施設の使用目的)

- 第9条 甲は、乙から使用許可を受けた施設を拠点及び輸送車両の駐車場として使用することができる。

(拠点の管理運営)

- 第10条 拠点の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
- 2 乙は、拠点の管理運営について甲に協力するものとする。

(施設使用の費用負担)

- 第11条 施設の使用料は無償とする。
- 2 甲は、拠点の管理運営に係る費用及び施設を原状に回復する費用を負担するものとする。

(施設使用期間)

- 第12条 拠点として施設を使用する期間は、災害発生の日から1ヶ月以内とするものとする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、1ヶ月の範囲内で延長することができるものとし、以後も同様とする。

2 甲は、乙による施設の使用を早期に再開できるよう拠点として施設を使用する期間の短縮に努めるものとする。

(施設使用の終了)

第 13 条 施設使用の終了は、甲が拠点の運営及び施設の原状回復を終了し、乙の確認を受けたときとする。

2 甲は、施設使用を終了する場合は、乙に別紙様式 4 を提出するものとする。

(支援物資等の緊急輸送に関する業務及び要請)

第 14 条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の緊急輸送に関する業務（以下「緊急輸送」という。）が必要となったときは、乙に対し、別紙様式 5 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(1) 支援物資等の緊急輸送

(2) 前号に必要な車両、作業員、荷役機械及び資機材の手配

(3) その他必要な業務

2 乙は、前項の規定による要請があったときは、緊急輸送を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う緊急輸送に必要な燃料の優先確保、緊急通行車両の指定及びその他円滑な輸送に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(緊急輸送の報告)

第 15 条 乙は、緊急輸送を行ったときは、甲に対し、別紙様式 6 により速やかに報告するものとする。

(緊急輸送の費用負担)

第 16 条 緊急輸送に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用のうち、事業用自動車に係る運賃及び料金は、災害発生時直前における地域の事業者の認可運賃又は標準的な運賃、料金等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第 1 項の費用のうち、前項の費用以外の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急輸送の事故)

第 17 条 乙の事業用自動車が、故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は、速やかに事業用自動車を交換して緊急輸送を継続するよう努めるものとする。

2 乙は、緊急輸送に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

(支援物資等の保管に関する業務及び要請)

第 18 条 甲は、災害時に被災地等を支援するため、次に規定する支援物資等の保管に関する業務(以下「支援物資等保管」という。)が必要となったときは、乙に対し、別紙様式 7 により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話その他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 支援物資等の入出庫、仕分け及び保管
- (2) 支援物資等の在庫状況の把握及び甲への報告
- (3) 前 2 号に必要な作業員、荷役機械及び資機材の手配
- (4) その他必要な業務

2 乙は前項の規定による甲の要請があったときは、支援物資等保管を可能な限り通常業務に優先して行うものとする。

3 甲は、乙の行う支援物資等保管に必要な燃料の優先確保、通信手段の確保及びその他施設の円滑な運営に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保管等業務の報告)

第 19 条 乙は、支援物資等保管を行ったときは、甲に対し、別紙様式 8 により速やかに報告するものとする。

(保管等業務の費用負担)

第 20 条 物資の保管等に要した費用(保管料及び荷役料、資機材の使用料等の実費負担額)は、甲が負担する。

2 前項の費用は、災害時等の直近における山形県の事業者が定めている標準的な料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 乙は、甲が負担する費用を甲に請求する。

4 甲は、前項の請求があった場合には、その日から起算して 30 日以内に支払う。

(保管等業務の事故等)

第 21 条 乙は、支援物資等保管に際し事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告するものとする。

第四 雑則

(情報提供)

第 22 条 乙は、本協定に基づく活動の従事中に覚知した災害等による被害情報は、甲及び市町村等関係機関に積極的に提供するものとする。

(費用の支払)

第 23 条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第 24 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務により死亡、負傷、又は疾病に罹患した場合の補償については、当該従事者の使用者の責任において行うものと

する。

(連絡責任者の報告及び情報交換)

第 25 条 甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を選任し、互いに報告を行うものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

2 甲及び乙は、平常時から協定の運用等について連絡責任者による情報交換を行い、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第 26 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の30日前までに甲又は乙から協定終了の意思表示がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第 27 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有する。

令和3年9月14日

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県

山形県知事

吉村美栄子

乙 山形県山形市十文字2160
株式会社丸勘山形青果市場

代表取締役社長

井上周士